

○松山大学図書館利用規程

平成5年4月1日制定

改正 平成7年4月1日

平成8年4月1日

平成10年4月1日

平成11年4月1日

平成14年4月1日

平成16年1月28日

平成17年4月1日

平成18年6月27日

平成22年4月1日

2012（平成24）年4月1日

2018（平成30）年2月26日

2019（令和元）年7月26日

2019（令和元）年12月20日

（目的）

第1条 この規程は、松山大学図書館の円滑な利用を図ることを目的とする。

（開館日）

第2条 開館日は、第2項に定める休館日以外の日とする。ただし、図書館長（以下「館長」という。）が認めたときは、第2項第1号から第4号までに該当する日を開館日とすることができる。

2 休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び国民の祝日
- (2) 開学記念日（5月29日）
- (3) 夏季一斉休暇及び年末年始
- (4) 館内整理その他の管理・運営上の理由により臨時に休館とする必要がある日
- (5) 館長が必要と認めた日

（開館時間）

第3条 開館時間は、次の表のとおりとする。

平日	8：30～21：30
土曜日	8：30～20：00
夏季・冬季・春季休暇期間	平日・土曜日 8：30～17：00

2 館長が必要と認めたときは、前項の開館時間を、変更することがある。

（利用資格）

第4条 図書館を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 松山大学・松山短期大学（以下「本学」という。）の学生（科目等履修生、外国人聴講生、委託生、研究生、留学生を含む。）
- (2) 本学の大学院生（研究科研究員、科目等履修生、委託生、研究生、留学生を含む。）
- (3) 本学の教職員
- (4) 本学の名誉教授（客員教員、客員研究員、受託研究員を含む。）
- (5) 本学の旧教職員
- (6) 本学の非常勤講師
- (7) 本学の卒業生・修了生
- (8) 愛媛県内の他大学等（大学、短期大学、高等専門学校）の学生
- (9) 愛媛県内の他大学等（大学・短期大学・高等専門学校・高等学校）の教職員
- (10) 図書館の利用を申し出た一般の利用者（ただし、児童・生徒を除く。）
- (11) 館長が特に認めた者

（利用証等）

第5条 利用者が図書館を利用するとき、利用者であることを確認できる学生証、職員証並びに本人の申請に基づき交付する図書館利用証「ライブラリーカード」又はその他の証明書（以下これらを「利用証等」という。）を常に携帯しなければならない。

2 利用者は、図書館職員（以下「館員」という。）から利用証等の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

3 図書館利用証の発行、更新等に関する事項は別に定める。

（館内閲覧）

第6条 利用者は、閲覧室において開架図書館資料を自由に閲覧することができる。

第7条 利用者が閉架図書館資料を閲覧するときは、所定の手続を経ることとする。

第8条 利用者がマイクロ資料及び視聴覚資料等を閲覧するときは、館員の指示に従うこととする。

第9条 利用者が稀観書及びそれに準ずる図書館資料を閲覧するときは、所定の手続を経て、館長の許可を受け、指定された場所で閲覧しなければならない。

（利用・閲覧の制限）

第10条 試験期間中において閲覧室が特に混雑しているとき、その他館内における学習、教育又は研究に支障をきたすおそれのあるときは、図書館の利用を制限することがある。

2 館長が必要と認めたときは、図書館資料の閲覧を制限することがある。

（館外貸出）

第11条 利用者が館外貸出（以下「貸出し」という。）できる図書館資料の冊数及び期間を、第4条の規定に基づき、別表のとおり定める。

2 館長は、前項及び別表に定める限度内であっても、冊数及び期間を変更し、貸出図書館資料の返却を命ずることができる。

(貸出手続)

第12条 利用者が貸出しを希望するときは、図書館資料を利用証等と共に館員に提出し、貸出手続きを行うものとする。

2 貸出しに関する必要な事項は、細則に定める。

(禁帶出図書館資料)

第13条 次の各号に掲げる図書館資料は、館外に帶出することができない。利用者が禁帶出図書館資料の館外帶出を希望するときは、所定の手続を経て、館長の許可を受けなければならぬい。

- (1) 貴重図書資料として指定したもの及びこれに準ずるもの
- (2) 参考図書資料のうち禁帶出図書館資料として指定したもの
- (3) 新聞・逐次刊行物・製本雑誌（バックナンバー）
- (4) マイクロ資料及び視聴覚資料
- (5) その他、禁帶出図書館資料として指定したもの

2 特別貸出に関する必要な事項は、細則に定める。

(転貸の禁止)

第14条 利用者は、貸出しを受けた図書館資料を転貸してはならない。

(貸出図書館資料の返却)

第15条 利用者は、貸出しを受けた図書館資料を所定の期限までに必ず返却しなければならない。ただし、貸出期間内であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、請求された当該貸出図書館資料を直ちに返却しなければならない。

- (1) 図書館が特に当該貸出図書館資料を必要としたとき。
- (2) 貸出期間が2週間を超える図書館資料について、他の利用者から利用希望があつたとき。
- (3) 利用者がその利用資格を失ったとき。

(書庫内検索)

第16条 次の各号に掲げるときは、書庫内の図書館資料を検索することができる。ただし、書庫の管理上の理由により、利用を制限することがある。

- (1) 本学の大学院生、教職員及び名誉教授が教育、研究又は業務のため必要のあるとき。
- (2) 本学の学生が卒業論文作成のため必要のあるとき。
- (3) 本学の学生が実習又は演習等のため教職員に引率されたとき。
- (4) 館長が特に必要と認めたとき。

(検索手続)

第17条 前条に該当する者が書庫内検索を行うときは、入出庫時に所定の手続を経なければならぬ。

(文献複写)

第18条 利用者が文献複写を希望するときは、所定の手続を経て、著作権法に定められた範囲で行わなければならない。

2 文献複写に関する必要な事項は、別に定める。

(レファレンス調査)

第19条 利用者は、学習、教育及び研究等のため参考となる学術情報の提供及び資料の調査を依頼することができる。

(相互利用)

第20条 本学の学生、大学院生、教職員及び名誉教授は、教育、研究等のため、他の大学図書館等の資料の利用を希望するときは、所定の手続を経て、利用することができる。

2 学外の図書館及び教育・研究機関から、図書館資料の利用依頼があった場合には、図書館はそれに応ずる。

3 相互貸借に関する必要な事項は、別に定める。

(施設・設備の利用)

第21条 本学の学生、大学院生、教職員・非常勤講師及び名誉教授は、学習、教育及び研究等のため必要があるときは、所定の手続を経て、図書館の施設・設備を利用することができる。

2 施設・設備の利用に関する必要な事項は、別に定める。

(遵守事項)

第22条 利用者は、図書館利用にあたって、関係規程等及び次に掲げるマナーを遵守しなければならない。

- (1) 図書館資料及び施設等は、利用条件に従って利用すること。
- (2) 談話、飲食、喫煙、携帯電話の使用は定められた場所で行うこと。
- (3) 印刷物の配布及び掲示又は会合や集会は行わないこと。
- (4) 図書館資料、機器又は設備を汚損、毀損しないこと。
- (5) 図書館資料の無断持出し及び利用証等の貸与はしないこと。
- (6) 学内の情報ネットワーク等を不正に利用しないこと。
- (7) 持物による座席の独占を行わないこと。
- (8) その他、他の利用者の迷惑となる行為をしないこと。

2 館員は、前項に掲げる行為をした者又はそのおそれのある者に対して、口頭による注意又は当該行為の中止若しくは退館を命じることがある。

(督促・利用の停止)

第23条 館長は、貸出図書館資料を期限までに返却しなかった利用者に対して、返却の督促を行

う。また、延滞日数に応じた期間の貸出しを停止することができる。

2 返却遅延者に関して、必要な事項は別に定める。

(利用の禁止)

第24条 館長は、利用者が遵守事項に著しく違反したときは、図書館の利用を禁止することができる。

(弁償責任)

第25条 利用者は、図書館資料を紛失、破損又は汚損したとき若しくは施設、設備、機器及び備品等に損害を与えたときには、その損害を直ちに届け出るものとする。

2 前項の損害が、利用者の故意または重大な過失によると館長が認めた場合は、その費用の弁償を求めることがある。

(雑則)

第26条 図書館は、教育・研究及び学生支援に資するため、講演会等図書館が必要と認める事業を行うことがある。

第27条 図書館は、図書館の利用において提供したサービスの遅延若しくは中断又は提供した情報について生じた損害に対し、その責任は負わないものとする。

2 図書館は、利用者が図書館の機器等を使用したとき又は利用者所有の機器等を館内に持込みこれを使用したときに生じた損害に対し、その責任は負わないものとする。

第28条 この規程に定めるもののほか、図書館の利用に関する必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第29条 この規程の改廃は、図書館運営委員会が行う。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

松山大学図書館開架図書閲覧規則（昭和25年4月1日制定）並びに、松山大学図書館閲覧及び貸出規則（昭和25年4月21日制定）は廃止する。

附 則（平成7年4月1日）

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年4月1日）

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成10年4月1日）

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年4月1日）

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成14年4月1日）

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年1月28日）

この規程は、平成16年1月28日から施行する。

附 則（平成17年4月1日）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

なお、過年度貸出分については、全て施行日又は適用日をもって更新されたものとして取り扱うものとする。

附 則（平成18年6月27日）

この規程は、平成18年6月27日から施行する。

附 則（2010（平成22）年4月1日）

この規程は、2010（平成22）年4月1日から施行する。

附 則（2012（平成24）年4月1日）

この規程は、2012（平成24）年4月1日から施行する。

附 則（2018（平成30）年2月26日）

この規程は、2018（平成30）年4月1日から施行する。

附 則（2019（令和元）年7月26日）

この規程は、2020（令和2）年4月1日から施行する。

附 則（2019（令和元）年12月20日）

この規程は、2020（令和2）年4月1日から施行する。

別表

利用者区分		冊数	期間
(1)	本学の学生	5冊	2週間
(2)	本学の大学院生	30冊	3か月
(3)	本学の教職員	制限なし	1年
(4)	本学の名誉教授	制限なし	1年
(5)	本学の旧教職員	30冊	3か月
(6)	本学の非常勤講師	30冊	3か月
(7)	本学の卒業生・修了生	3冊	2週間
(8)	愛媛県内の他大学等の学生	3冊	2週間
(9)	愛媛県内の他大学等の教職員	15冊	20日
(10)	図書館の利用を申し出た一般の利用者（ただし、児童・生徒を除く）	3冊	2週間
(11)	館長が特に認めた者	その都度定める。	